

## 議案第1号

### 令和3年度船橋市一般会計補正予算

令和3年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,868,421千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60	国庫支出金	42,354,615	612,967	42,967,582
	10 国庫負担金	35,997,678	52,167	36,049,845
	15 国庫補助金	6,238,407	560,800	6,799,207
80	繰入金	3,682,100	168,309	3,850,409
	10 基金繰入金	3,682,100	168,309	3,850,409
90	諸収入	9,260,529	1	9,260,530
	35 雑入	5,680,199	1	5,680,200
歳 入 合 計		215,087,144	781,277	215,868,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		15,355,600	5,445	15,361,045
	10 総務管理費	11,637,170	5,445	11,642,615
20 民生費		97,518,419	555,356	98,073,775
	15 児童福祉費	45,130,106	555,356	45,685,462
25 衛生費		29,295,625	104,334	29,399,959
	10 保健衛生費	21,928,395	104,334	22,032,729
40 商工費		4,245,100	116,142	4,361,242
	10 商工費	4,245,100	116,142	4,361,242
歳 出 合 計		215,087,144	781,277	215,868,421

## 議案第2号

### 令和3年度船橋市一般会計補正予算

令和3年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,326,561千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		42,967,582	1,278,974	44,246,556
	15 国庫補助金	6,799,207	1,278,974	8,078,181
65 県支出金		18,925,000	3,797	18,928,797
	15 県補助金	7,376,990	3,797	7,380,787
80 繰入金		3,850,409	△1,214,619	2,635,790
	10 基金繰入金	3,850,409	△1,214,619	2,635,790
90 諸収入		9,260,530	233,688	9,494,218
	35 雑入	5,680,200	233,688	5,913,888
95 市債		12,738,200	156,300	12,894,500
	10 市債	12,738,200	156,300	12,894,500
歳 入 合 計		215,868,421	458,140	216,326,561

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		15,361,045	23,383	15,384,428
	10 総務管理費	11,642,615	23,383	11,665,998
20 民生費		98,073,775	11,393	98,085,168
	15 児童福祉費	45,685,462	11,393	45,696,855
25 衛生費		29,399,959	2,496	29,402,455
	15 清掃費	7,367,230	2,496	7,369,726
30 労働費		191,100	9,502	200,602
	10 労働諸費	191,100	9,502	200,602
45 土木費		19,150,300	280,587	19,430,887
	30 都市計画費	11,435,100	280,587	11,715,687
55 教育費		23,498,400	130,779	23,629,179
	15 小学校費	2,682,360	84,960	2,767,320
	20 中学校費	1,868,160	35,520	1,903,680
	35 社会教育費	4,357,810	5,618	4,363,428
	40 保健体育費	7,128,320	4,681	7,133,001
歳 出 合 計		215,868,421	458,140	216,326,561

## 第2表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
街路整備事業	281,700	156,300	438,000

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	12,738,200	156,300	12,894,500

## 議案第3号

### 令和3年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額875,158千円は、減債積立金504,600千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,405千円及び過年度分損益勘定留保資金369,153千円で補填するものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,483,685千円	5,588千円	1,489,273千円
第1項 建設改良費	479,085千円	5,588千円	484,673千円

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹



令和3年度船橋市病院事業会計補正予算に関する説明書  
 令和3年度船橋市病院事業会計補正予算実施計画  
 資本的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		1,483,685	5,588	1,489,273	
	1	建設改良費	479,085	5,588	484,673	
		1 施設整備費	0	5,588	5,588	
		2 有形固定資産 購入費	313,175	0	313,175	
		3 無形固定資産 購入費	80,030	0	80,030	
		4 新病院整備 事業費	85,880	0	85,880	

議案第4号

船橋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

船橋市個人情報保護条例(平成17年船橋市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(情報提供等記録の提供先への通知) 第41条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	(情報提供等記録の提供先への通知) 第41条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

## 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和26年船橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2及び3 (略)</p> <p>4～6 (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略) (議事についての調書) 第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しな</p>	<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2及び3 (略) 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5～7 (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略) (議事についての調書) 第10条 書記は、前2条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しな</p>

なければならない。 2 (略)	なければならない。 2 (略)
--------------------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政不服審査法施行令の一部改正にならい、審査申出書の押印について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

船橋市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市市税条例等の一部を改正する条例

(船橋市市税条例の一部改正)

第1条 船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>(個人の均等割の税率の軽減) 第32条 (各号列記以外の部分略) (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。) 150円 (2) (略) (法人税割の課税の特例)</p>	<p>(個人の均等割の税率の軽減) 第32条 (各号列記以外の部分略) (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 150円 (2) (略) (法人税割の課税の特例)</p>

第34条の4の2 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては令第45条の4に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この条において同じ。)が1億円以下である法人、資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 (略)

(寄附金税額控除)

第34条の6 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である

第34条の4の2 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては令第45条の5に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この条において同じ。)が1億円以下である法人、資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 (略)

(寄附金税額控除)

第34条の6 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。)のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

業務に関連するものに限る。)

- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) (略)
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを

- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。)のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) (略)
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)



除く。)

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

2~5 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 (各号列記以外の部分略)

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

2~5 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 (各号列記以外の部分略)

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、

(2) (略)

2 (略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、

当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額と同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

(表の部分略)

2～4 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 (略)

当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額と同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

(表の部分略)

2～4 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 (略)

(船橋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 船橋市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年船橋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 (略) (略) 第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10</p>	<p>第2条 (略) (略) 第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10</p>

項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条

項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条

の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

(略)

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

(略)

- (1) 第1条中船橋市市税条例第34条の6第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中船橋市市税条例第34条の4の2第1項の改正規定 令和4年4月1日
- (3) 第1条中船橋市市税条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の船橋市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の6第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の船橋市市税条例第34条の6第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の非課税の範囲について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
手数料を徴収する 事務	金額(特に定めるもの を除き、1件につき)	手数料を徴収する 事務	金額(特に定めるもの を除き、1件につき)
1～262 (略)	(略)	1～262 (略)	(略)
263 削除		263 <u>行政手続に おける特定の個人を識別するた めの番号の利用 等に関する法律 (平成25年法律 第27号)第17条 第1項の規定に よる個人番号カ ードの交付(行 政手続における 特定の個人を識 別するための番 号の利用等に関 する法律施行令 (平成26年政令 第155号)第15 条第2項から第</u>	<u>800円</u>

		4項までの規定による個人番号カードの返納後の交付及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第29条第1項に規定する交付に限る。)	
264 (略)		264 (略)	
265 削除		265 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付	800円
266～274 (略)	(略)	266～274 (略)	(略)

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。



## 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第9章（略） <u>第10章 雑則(第91条)</u> 附則 <u>第10章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u> <u>第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)</u> については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	目次 第1章～第9章（略）  附則

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

#### 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第20章（略） <u>第21章 雑則(第211条)</u> 附則 (準用) 第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練	目次 第1章～第20章（略） 附則 (準用) 第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練

等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害

等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害

福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」とする。

2～5（略）

## 第21章 雑則

### （電磁的記録等）

第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第

福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」とする。

2～5（略）

110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

#### 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについ</u></p>	



ては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

#### 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章（略） <u>第5章 雑則(第62条)</u> 附則 <u>第5章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u> <u>第62条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。)</u> については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	目次 第1章～第4章（略）  附則

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、  
交付、説明、同意、締結その他これらに類  
するもの(以下「交付等」という。)のうち、  
この条例の規定において書面で行うこと  
が規定されている又は想定されるもの  
については、当該交付等の相手方の承諾を得  
て、当該交付等の相手方が利用者である場  
合には当該利用者に係る障害の特性に応  
じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、  
電磁的方法によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

#### 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

船橋市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係</u></p>	

る障害の特性に応じた適切な配慮をしつ  
つ、書面に代えて、電磁的方法によること  
ができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

#### 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

船橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)</u>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p><u>2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)</u>のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、</p>	

当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(委任)

第21条 (略)

(委任)

第20条 (略)

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

船橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(就業環境の整備)</u></p> <p><u>第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない</u></p>	



<p>ない。</p> <p><u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催するとともに、その結果について、<u>職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の船橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第8条の3(新条例

第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第18条第2項(新条例第26条、第32条(新条例第40条において準用する場合を含む。))及び第38条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

## 理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第4章（略） 第5章 雑則(第41条・第42条) 附則 (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条（各号列記以外の部分略） (1)～(3)（略） (4)（略） ア 児童福祉司となる資格を有する者 にあつては、<u>相談援助業務</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。)に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者 にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 ウ（略） 2（略）</p>	<p>目次 第1章～第4章（略） 第5章 雑則(第41条) 附則 (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条（各号列記以外の部分略） (1)～(3)（略） (4)（略） ア 児童福祉司となる資格を有する者 にあつては、<u>児童福祉事業</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。)に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者 にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間 ウ（略） 2（略）</p>

(電磁的記録)

第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(委任)

第42条 (略)

(委任)

第41条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第27条第1項第4号ア及びイの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、改正後の船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

船橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(電磁的記録)</u> <u>第20条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>	

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

## 理 由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章（略） 第6章 雑則(第50条・第51条) 附則 (居宅訪問型保育事業) 第38条（各号列記以外の部分略） (1)～(3)（略） (4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 (電磁的記録) 第50条 家庭的保育事業者等及びその職員	目次 第1章～第5章（略） 第6章 雑則(第50条) 附則 (居宅訪問型保育事業) 第38条（各号列記以外の部分略） (1)～(3)（略） (4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

は、記録、作成その他これらに類するもの  
のうち、この条例の規定において書面(書  
面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、  
複本その他文字、図形等人の知覚によって  
認識することができる情報が記載された  
紙その他の有体物をいう。以下この条にお  
いて同じ。)で行うことが規定されている  
又は想定されるものについては、書面に代  
えて、当該書面に係る電磁的記録により行  
うことができる。

(委任)

第51条 (略)

(委任)

第50条 (略)

#### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

#### 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第18号

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第9章（略） <u>第10章 雑則(第106条)</u> 附則 (従業者の数) 第6条（略） 2～4（略） 5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8（略） 第7条（略） 2～6（略） 7 第1項第2号ア、 <u>第4項第1号及び次項</u> の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの	目次 第1章～第9章（略）  附則 (従業者の数) 第6条（略） 2～4（略） 5 第1項第1号及び <u>第3項</u> の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8（略） 第7条（略） 2～6（略） 7 第1項第2号ア <u>及び</u> 第4項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをい

をいう。

8 (略)

(従業者の数)

第79条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6～8 (略)

#### 第10章 雑則

(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)、第18条(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る

う。

8 (略)

(従業者の数)

第79条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第1号及び第3項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6～8 (略)

<p>障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</p>
--

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 適用区域			別表第1 適用区域		
名称	区域		名称	区域	
(略)	(略)		(略)	(略)	
南船橋駅 南口地区 地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の 規定により告示された南船橋 駅南口地区地区計画におい て、地区整備計画が定められ た区域				
別表第2 建築物の用途の制限			別表第2 建築物の用途の制限		
(あ)	(い)	(う)	(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはなら ない建築物	区域	地区	建築してはなら ない建築物
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
南船橋駅 南口地区 地区整備 計画区域	駅前地区 賑わい・ 交流地区	1 マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所又は場外車 券売場 2 自動車教習所 3 倉庫業を営む倉			

	<p>庫</p> <p>4 集会場(業として葬儀を行うものに限る。)</p> <p>5 工場(店舗に附属するものを除く。)</p> <p>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p> <p>7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで、同条第6項から第11項まで又は同条第13項に規定する営業を営む施設</p> <p>8 建築物の1階又は2階を住居の用に供するもの(1階又は2階の住居の用に供する部分が、廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。)</p>
中高層住宅地区A	1 マージャン屋、
中高層住宅地区B	ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売

		<u>場その他これらに類するもの</u> <u>2 自動車教習所</u> <u>3 倉庫業を営む倉庫</u> <u>4 集会場(業として葬儀を行うものに限る。)</u> <u>5 工場(政令第130条の6で定めるものを除く。)</u> <u>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</u> <u>7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号、同条第6項から第11項まで又は同条第13項に規定する営業を営む施設</u>
--	--	---

別表第3 建築物の容積率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の容積率の最高限度
(略)	(略)	(略)
南船橋駅	駅前地区	10分の40
南口地区	賑わい・	
地区整備	交流地区	
計画区域	中高層住宅地区A	

別表第3 建築物の容積率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の容積率の最高限度
(略)	(略)	(略)

中高層住  
宅地区B

別表第4 建築物の建蔽率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の建蔽率の最高限度
(略)	(略)	(略)
南船橋駅 南口地区 地区整備 計画区域	駅前地区 賑わい・ 交流地区 中高層住 宅地区A 中高層住 宅地区B	10分の6  10分の5

別表第5 建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)
南船橋駅 南口地区 地区整備 計画区域	駅前地区 賑わい・ 交流地区 中高層住 宅地区A 中高層住 宅地区B	1,000平方メートル  2,000平方メートル

別表第6 壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	壁面の位置の制限
(略)	(略)	(略)
南船橋駅 南口地区 地区整備 計画区域	駅前地区 賑わい・ 交流地区 中高層住 宅地区A 中高層住 宅地区B 福祉地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限による距離の限度を超えてはならない。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又

別表第4 建築物の建蔽率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の建蔽率の最高限度
(略)	(略)	(略)

別表第5 建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)

別表第6 壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	壁面の位置の制限
(略)	(略)	(略)

	<p>は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。</p> <p>1 地階のもの</p> <p>2 公共用歩廊(階段、昇降機等を含む。)</p> <p>3 休憩所(開放性のあるものに限る。)</p> <p>4 駐輪場(開放性のあるものに限る。)</p>
--	--

別表第7 建築物の高さ等の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さ等の最高限度
(略)	(略)	(略)
南船橋駅南口地区 地区整備 計画区域	駅前地区	建築物の高さ 45メートル
	賑わい・交流地区	
	中高層住宅地区A	
	中高層住宅地区B	

別表第7 建築物の高さ等の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さ等の最高限度
(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。



## 理 由

船橋都市計画において新たな地区計画の決定に伴い、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を行うため、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
24-040	行田1丁目 382-28	行田1丁目 382-29	9.50	193.79	
			9.50		
24-041	行田1丁目 382-34	行田1丁目 382-46	6.00	178.12	
			9.00		
27-092	藤原5丁目 328-27	藤原5丁目 328-85	6.00	466.30	
			6.00		
27-093	藤原5丁目 328-39	藤原5丁目 328-49	6.00	122.71	
			6.00		
27-094	藤原5丁目 328-64	藤原5丁目 328-75	6.00	123.75	
			6.00		
27-095	藤原7丁目 419-135	藤原7丁目 419-139	5.00	48.53	
			5.00		
27P004	藤原5丁目 328-100	藤原5丁目 328-99	2.00	27.46	
			2.00		
27P005	藤原5丁目 328-46	藤原5丁目 328-45	2.00	28.97	
			2.00		
27P006	藤原5丁目 328-72	藤原5丁目 328-71	2.00	27.97	
			2.00		
27P007	藤原5丁目 328-87	藤原5丁目 328-80	2.00	28.06	
			2.00		
27P008	藤原5丁目 328-55	藤原5丁目 328-58	2.00	20.01	
			2.00		

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
27P009	藤原5丁目 328-34	藤原5丁目 328-34	3.00 3.00	11.45	
合 計				1,277.12	

## 変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
24-032	行田 1 丁目 439-16	行田 1 丁目 394-79	1.66 4.12	165.70	変更前
24-032	行田 1 丁目 439-16	行田 1 丁目 393-28	6.00 11.00	313.51	変更後
				147.81	
27-017	藤原 7 丁目 406-3	藤原 7 丁目 419-2	6.47 10.03	721.16	変更前
27-017	藤原 7 丁目 406-3	藤原 7 丁目 420-16	6.00 10.03	1,112.05	変更後
				390.89	
合 計				538.70	

## 理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第21号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

令和3年度船橋市一般会計補正予算については、予算の補正に特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年6月21日

船橋市長 松 戸 徹

## 令和3年度船橋市一般会計補正予算

令和3年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,667,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,087,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		39,687,295	2,667,320	42,354,615
	10 国庫負担金	35,750,350	247,328	35,997,678
	15 国庫補助金	3,818,415	2,419,992	6,238,407
90 諸収入		9,260,511	18	9,260,529
	35 雑入	5,680,181	18	5,680,199
歳 入 合 計		212,419,806	2,667,338	215,087,144

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 民生費		97,258,506	259,913	97,518,419
	10 社会福祉費	34,574,930	259,913	34,834,843
25 衛生費		26,888,200	2,407,425	29,295,625
	10 保健衛生費	19,520,970	2,407,425	21,928,395
歳出合計		212,419,806	2,667,338	215,087,144



議案第 22 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 3 年 6 月 28 日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

令和 3 年度船橋市病院事業会計補正予算については、予算の補正に特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 3 年 6 月 21 日

船橋市長 松 戸 徹

## 令和3年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額869,570千円は、減債積立金504,600千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,405千円及び過年度分損益勘定留保資金363,565千円で補填するものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	602,400千円	11,715千円	614,115千円
第2項 補助金	2,300千円	11,715千円	14,015千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,436,000千円	47,685千円	1,483,685千円
第1項 建設改良費	431,400千円	47,685千円	479,085千円

(重要な資産の取得の補正)

第3条 予算第11条に定める重要な資産の取得を次のとおり変更する。

種 類	名 称	数 量	
		補 正 前	補 正 後
器 械 備 品	超音波画像診断装置	1 式	2 式

議案第23号

副市長選任の同意を求めることについて

副市長山崎 健二は、令和3年6月22日をもって退職したため、杉田 修を後任の副市長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第24号

監査委員選任の同意を求めることについて

常勤の監査委員中村 章は、令和3年6月22日をもって退職したため、栗林 紀子を後任の委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員島 聰は、令和3年9月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、中嶋 深雪を後任の委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員佐藤 絹子は、令和3年9月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員藤田 きよ子は、令和3年9月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員丸本 武子は、令和3年9月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹



諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員岡村 弘子は、令和3年9月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第6号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員関根 金一郎は、令和3年9月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和3年6月28日提出

船橋市長 松 戸 徹